

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 議会雑費の廃止

各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止すること。

(第八条の二関係)

第二 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。
- 2 この法律の施行の日前に係る分の議会雑費については、なお従前の例によること。

(附則第一項関係)

(附則第二項関係)